

横須賀美術館評価委員会の傍聴に関する実施要領

（総則）

第 1 条 この要領は、横須賀美術館評価委員会（以下「委員会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴人の定員）

第 2 条 会議の傍聴者の定員は、原則として10人とし、椅子席のみとする。

2 傍聴を希望する者が前項の定員を超えた場合は、抽選で傍聴者を決定する。

（傍聴章）

第 3 条 抽選により選出された傍聴者は、傍聴章（別記様式）の交付を受け、これを常時見えるところに着用しなければならない。

2 抽選により選出された傍聴者は、傍聴を終え退場するときは、前項の傍聴章を返却するものとする。

（傍聴者の遵守事項）

第 4 条 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

- （1）委員会委員の発言に対し、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- （2）話をし、又は笑って騒ぎ立てないこと。
- （3）鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
- （4）帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りでない。
- （5）飲食又は喫煙をしないこと。
- （6）写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしないこと。
- （7）コンピュータは使用しないこと。
- （8）むやみに席を離れないこと。
- （9）前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げになるような行為をしないこと。

（違反者に対する措置）

第 5 条 傍聴者が前条の規定に違反したときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この要領は、平成21年6月25日から施行する。

(別記様式)

No.

横須賀美術館評価委員会

傍 聴 章

(お帰りの際は事務局へお返してください。)